

平成21年第10回教育委員会記録

平成21年6月10日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日時 平成21年6月10日(水) 午後2時00分～午後2時46分

場所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員代理者 宮坂 公夫
委員 大橋 辰雄 教育長 井出 隆安

欠席委員 委員 安本 ゆみ

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当長 森 仁司
庶務課長 徳 嵩 淳一 教育人事企画長 佐藤 浩
教育改革推進課長 岡本 勝実 教育委員会事務局統括指導主事 筒井 鉄也
学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 学務課長 加藤 貴幸
社会教育課長 森田 師郎 郷土博物館長 阿出川 潔
済美教育一長 小澄 龍太郎 済美教育一長 坂田 篤
済美教育一長 田中 稔 中央図書館長 和田 義広
中央図書館長 末木 栄

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 12名

会議に付した事件

(議案)

議案第50号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則

議案第51号 杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について

議案第52号 「杉並区小中一貫教育基本方針」（案）の策定について

(報告事項)

- (1) 「教育基本条例等」の制定に向けた今後の取組方針について
- (2) 大宮前体育館移転改築工事の基本設計と今後の進め方について
- (3) 第10期「杉並区社会教育委員の会議」報告書について
- (4) 今後の地域図書館の運営について
- (5) 「杉並区子ども読書活動推進計画」の改定について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第50号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 4

議案第51号 杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について・・・・ 4

議案第52号 「杉並区小中一貫教育基本方針」（案）の策定について・・・・ 5

報告事項

(1) 「教育基本条例等」の制定に向けた今後の取組方針について・・・・ 7

(2) 大宮前体育館移転改築工事の基本設計と今後の進め方について・・・・ 9

(3) 第10期「杉並区社会教育委員の会議」報告書について・・・・・・・・ 9

(4) 今後の地域図書館の運営について・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

(5) 「杉並区子ども読書活動推進計画」の改定について・・・・・・・・ 15

委員長 それでは、ただいまから平成21年第10回教育委員会定例会を開催いたします。

本日、安本委員はご都合が悪くてご欠席とのご連絡をいただいております。

本日の議事録の署名委員は、大橋委員にお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第50号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは私から、議案第50号につきましてご説明を申し上げます。

杉並区では、行政財産の目的外使用許可、用途変更、用途廃止の協議などの公有財産の管理を財務会計システムにより行うこととし、「杉並区公有財産管理規則」の一部を改正したところがございます。そのため、教育委員会が管理する教育財産につきましても同様に処理することから、規定を整備する必要があるため、改定するものでございます。

改正の内容ですが、新旧対照表の1ページをご覧ください。1ページの第2条でございますけれども、ここに新たに第13号として財務会計システムの定義規定を加えております。2ページをご覧ください。2ページの第18条第2項では、教育財産の使用許可に当たって行う経理課長との協議は、財務会計システムによること。また、第19条では、用途変更、用途廃止に当たっての協議も同様に、財務会計システムによることとしております。その他、文言整理等を行っております。

最後に、施行期日でございますが、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、議案第50号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第50号は原案のとおり可決いたします。

次に、日程第2、議案第51号「杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」を上程し、審議いたします。郷土博物館長から説明をお願いいたします。

郷土博物館長 私から、「杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」、ご説明させていただきます。

博物館運営協議会委員の委嘱につきましては、平成21年5月13日付、議案第43号で定数12名のうち11名につきまして、すでにご審議いただいているところでございますが、本日は手続が遅れておりました1名の委嘱につきまして、改めてご審議いただくものでございます。

では、議案を読ませていただきます。議案第51号、杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について、右の議案を提出する。平成21年6月10日、提出者、杉並区教育委員会教育長、井出隆安。

1 ページおめくりください。次の者を杉並区立郷土博物館運営協議会委員に委嘱する。平成21年6月10日付、規則第3条第1号該当、東京都杉並区堀ノ内1丁目、玉村彰孝。提案理由、杉並区立郷土博物館運営協議会規則に基づき、新たに委員を委嘱するためでございます。

1 ページおめくりください。資料といたしまして、今回ご審議いただく玉村彰孝を含め協議会委員総勢12名の名簿をご提示させていただいております。

なお、玉村彰孝につきましては、名簿の上から3番目に記載してございます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは私から伺います。

玉村さんは、前にこの委員をおやりになったことはございますか。

郷土博物館長 いいえ、今回初めてでございます。

委員長 これは、学校及び社会教育関係者並びに家庭教育の向上に資する活動を行う者の区分となっておりますが、これは推薦ですか。

郷土博物館長 はい。堀ノ内松ノ木地区長連合会の方から推薦を受けておられます。

委員長 はい、わかりました。ありがとうございました。

他にご意見はないということですが、これはこのままで議決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がございませんので、議案第51号は原案のとおり可決いたします。どうもありがとうございました。

続きまして、日程第3、議案第52号「『杉並区小中一貫教育基本方針』(案)の策定について」を上程し、審議いたします。教育改革推進課長から説明をお願いいたします。

教育改革推進課長 それでは、「『杉並区小中一貫教育基本方針』(案)の策定について」、ご説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧くださいませでしょうか。

教育委員会においては、小中一貫教育の内容の充実を図るため、この基本方針案を策定し、以下のとおり取り組むことといたします。

1 番目として、基本方針案作成の経緯でございますが、本年3月の小中一貫教育基本構想の検討報告を基に、校長会からの意見等を踏まえまして、検討会にて、この基本方針案を作成したも

のでございます。

次に、基本方針案の内容につきましては、A4の横でお配りしている概要版にて、主なポイントを説明させていただきたいと思っておりますのでご覧ください。

まず、第1、基本方針の考え方ですが、策定の趣旨として、現行の学校制度は、60有余年が経過し、学校不適應などの課題を生じさせる要因のひとつとなっていること、先行実施校において、学力向上等の成果をあげていること等でございます。

右側にまいりまして、「基本方針の位置づけと期間」をご覧ください。3つ目の丸ですが、小中一貫教育の取り組み状況等を踏まえ、5年後の平成25年を目途に必要な見直しを行うこととしてございます。

第2の基本理念では、義務教育9年間という枠組みの中で、子どもの学びの連続性を保障した教育活動を全校で推進すること。次に真ん中ですが、小中一貫教育を核とした地域と協働する学校づくりを進めること。右側にいきまして、各学校や地域の実情等を踏まえ、児童・生徒に適した一貫教育を小中学校で推進することの3つにまとめてございます。

次に、第3として、期待する効果と取り組み内容をご覧ください。効果1として、連続した学びに支えられた学力の着実な向上、2として、高い道徳性を備えた豊かな人間性の涵養、3番目として、義務教育終了後の確かな進路保障の3点にまとめ、それぞれに具体的取り組み例をお示ししています。

第4として、小・中学校の組み合わせと施設形態の考え方ですが、1の組み合わせにつきましては、各校の交流・連携の取り組み状況等を踏まえまして、学校側と十分協議の上、決定してまいります。また、2の施設形態の考え方につきましては、2つ目の丸になりますが、施設一体型の学校施設も視野に入れ、一貫教育に計画的に取り組んでいくこととしてございます。

第5の小中一貫教育の実現に向けてでは、2番目の今後の進め方として、今後、小・中学校の改築、学校適正配置の進捗状況等を勘案しながら、施設一体型の小中一貫教育校の設置等についても検討を行い、具体化に向けた取り組みを進めてまいります。

基本方針案の概要につきましては、以上でございます。

それでは、1ページ目の資料にお戻りいただきまして、今後の進め方をご覧ください。

本日も決定をいただければ、来週の文教委員会に報告した後、6月21日から、広報すぎなみ、ホームページの掲載により、3週間の区民意見提出手続に入っております。この間、小学校PTA、中学校PTAなど関係団体への説明に参ります。そして、区民の方からいただいたご意見を踏まえまして、9月を目途に、教育委員会にて基本方針として決定をしたいというふうに考えてございます。

(3)の基本方針に基づく施策等の具体化では、10月に新たに検討・推進組織を設置し、小中一貫教育の充実を図ってまいるといところでございます。

4として、今後のスケジュールといたしましては、ただいま今後の進め方の中であわせてご説明をさせていただいたとおりです。

今後、基本方針が作成された後、学校との連携・協力のもとに、子どもたちの確かな成長に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、議案の朗読は省略をさせていただきます。

小中一貫教育基本方針案につきましては、以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見ございましょうか。

大橋委員 委員協議とかでも話し合ってきた結果がまとまっていると思いますので、意見というものではないんですけども、何度もしつこく言いました検証というところで、やっぱり実績が出ているかどうか、また、問題があるのか、さらにどこが活性化したのかというところは、その現状の進み方とともに、ちゃんと見ていただきたいなと思います。以上です。

教育改革推進課長 はい、わかりました。

委員長 他に何かございますか。

宮坂委員 小中一貫、これは前の時も、私、確か聞いたと思うんですけども、具体的にはまだ青写真みたいなのはできていないんですね。どこの小学校とどこの中学校がゆくゆくは一貫で教育したいというようなことまでは考えてないんですね。あくまでも一般論ですね。

教育改革推進課長 はい、そうです。

宮坂委員 わかりました。

委員長 ほかにもうございませんか。

それでは、議案第52号は原案のとおり可決して異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、それでは議案第52号は原案どおり可決いたします。どうもありがとうございました。

これで本日の議案3件は終わりました、あと報告案件が5つあります。

それでは日程第4、報告事項の聴取に入らせていただきます。

はじめに、「『教育基本条例等』の制定に向けた今後の取組方針について」の説明を、教育改革推進課長からお願いいたします。

教育改革推進課長 教育基本条例等につきましては、平成19年9月に「杉並区教育基本条例等に関する懇談会」から提言をいただいた後、平成20年度には、4名の有識者の方に教育をテーマに

お話をお聞きしたインタビューをまとめた「すぎなみ教育ブックレット『未来を拓く人を育てる』」の発行や、また、本年2月には、「すぎなみ教育フォーラム」の実施等、様々な方々のご意見を踏まえ、それらを区民と共有しながら検討を進めてまいりました。

今後はこれらの取り組みの成果等を踏まえ、21年内の「（仮称）教育憲章」の制定を目指して、以下により取り組んでまいります。

1 番目といたしまして、取り組み方針でございますが、「地域ぐるみで教育立区」の実現を目指して、教育委員会が憲章として制定するものでございます。

2 番目、理由として3つございますが、「教育基本条例等」は時代を超えた教育の普遍的な理念を明らかにし、区民の納得と共感の上に立って、今後の杉並の教育を地域ぐるみで進めるための拠りどころとして制定しようとするものであること。

2 目といたしまして、有識者、区民等から寄せられた意見を踏まえ、今後の「地域ぐるみで教育立区」の取り組みには、家庭や地域、行政、教育機関が大切にしたい考え方・理念を共有し、各主体が責任を分かち合いながら進めることが求められていること。

そして3目として、杉並の教育の理念的な基盤とする点をより重視し、未来を展望した教育に関する理念等をわかりやすく簡潔に表現するため、教育委員会が憲章として制定するもの、以上3点でございます。

今後のスケジュールといたしましては、来週の区議会の文教委員会へ報告をさせていただいた後、9月には教育委員会で憲章案を策定して、区議会の全員協議会、あわせまして文教委員会の報告を行った後、10月1日から区民等の意見提出手続30日間を予定してございます。この間、学校関係者、区民等への説明に参るところでございます。12月には、教育委員会で憲章として制定をいただければ、来年1月に文教委員会へ報告という予定でございます。

それでは、2枚目に参考として憲章と宣言の比較をおつけしていただきますのでご覧ください。この中で、一番上の意義でございますが、憲章、宣言のいずれも法的拘束力はございませんが、憲章は、区及び区民の行動目標を示し、制定後の推進活動を通して、地域ぐるみの取り組みの総合的な根拠になるものであること。

そして、3つ目の枠になりますが、継続性については、長い期間、行動目標となる点がございます。

それから、次に資料としておつけしております「すぎなみ教育ブックレットに対する区民意見はがき集計結果」をご覧ください。

調査の目的・対象、調査の期間、調査の方法等は1から3に記載のとおりでございます。4の回答の結果につきましては、1万5,000名以上の方にこのブックレットをお配りすることができ、

68名の方、また、10名の方からお手紙という形でご回答をいただいております。5の属性につきましては、性別、年代別を集計してございますが、60歳代以上の方からのご回答をたくさんいただいているところですが、幅広い年代の方からご意見をいただくことができました。

2ページをご覧くださいませでしょうか。集計結果ですが、最も印象に残ったインタビューとその理由でございますが、小柴先生をはじめ4名の方々、皆さん同じように評価をいただいているところがございます。その理由につきましても、その下の選択理由において、意見の一部を抜粋しておりますが、いずれも幅広い年代からいろいろなご意見をいただくことができました。

次に、隣の3ページをご覧ください。ブックレットを読んで、人がよりよく生きていく上で「大切にしたいこと」はとして、回答をいただいたものを回答の多い順に掲載したものでございます。

最後、4ページでございますが、このブックレットに関するご意見、ご感想、そして「教育基本条例等」についてのご意見、ご要望としては記載のとおりでございます。

杉並の教育に関する期待、こういったものは、4名のインタビューの内容に関する肯定的なご意見など、多くのご意見を区民の方からいただくことができました。

私からは以上でございます。

委員長 ただいまの説明にご質問、ご意見ございませうか。

(「なし」の声)

委員長 この問題につきましては、条例であるべきか、憲章または宣言であるべきか等について前々からいろいろ議論をしましてまいりましたので、十分承知しております。どうもありがとうございます。

その次に、「大宮前体育館移転改築工事の基本設計と今後の進め方について」、「第10期『杉並区社会教育委員の会議』報告書について」、2件の報告を一括して、社会教育スポーツ課長から説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私のほうから、「大宮前体育館移転改築工事の基本設計と今後の進め方について」ということを先にご報告させていただきます。

大宮前体育館の移転改築に係る基本設計についてでございますが、昨年11月、設計者を資質評価型プロポーザル方式により選定し、検討を進めてまいりましたけれども、このほど基本設計がまとめられましたので報告するとともに、今後、以下の方針で取り組むことといたしたいと存じます。

まず、「基本設計の概要」でございます。方針でございますが、大宮前体育館移転改築基本構想の考え方を踏まえつつ、次の点を重視いたしました。

3つございます。敷地全体を公園的な空間といたしまして、敷地、施設全体をスポーツと健康増進のための利用が可能な計画としております。2点目、高齢者等の利用を考慮し、ユニバーサルデザインによる、誰もが気軽に健康づくりに取り組める空間づくりに努めたいと存じます。3点目といたしまして、地上部の建物形態を見通しがきく円環状といたしまして、建物の高さを抑えるとともに、可能な限り既存樹木を残し、地域の良好な公共空間の創出を目指したいと存じます。

2番目の規模及び主要施設等でございますが、規模は建築面積約2,900㎡、地上1階、一部2階、地下2階でございます。延床面積5,700㎡余でございます。高さ5.2m、一部8.9mのものもございます。構造でございますが、SRC造、RC造、S造でございます。主要施設でございますが、体育室、小体育室、武道場、プール、トレーニング室・健康相談室、談話室、多目的室などがございます。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。鳥瞰図を含めて、A4の横の図があろうかと思えます。まず、このカラー刷りの鳥瞰図でございますが、右下が北の方向になっております。これは、バス停が左側になります。体育館棟の上側のほうが神明通りというものでございます。大きな体育館棟とともにプール棟がございます。それで、先ほど申し上げました既存樹木というものが周辺にはございますけれども、特に4本のイチョウの木、これはシンボルツリーとなっておりますが、これは旧荻窪小が建てられた時に植えられたものでございまして、そのまま残していこうというふうに計画しているものでございます。駐車場は右下でございます。

なお、小さな広場が幾つか点在してございますが、これにつきましては、まだまだ検討の段階でございます。仮の配置ということでご理解ください。

次のページをおめくりください。これが配置図でございます。今度は真北が右上の方向になります。駐車場、体育館棟、プール棟等ございまして、ウォーキングコースを周辺に配しているものでございます。エントランスは中央部分から体育館棟に入るものでございます。

次のページをご覧ください。まず屋上でございます。プール棟と、それから体育館棟、それぞれ屋上緑化いたしますが、体育館棟のほうを屋上活用させていただくということで、屋上運動広場という位置づけにしているものでございます。いわば、大きな広場のフロアというような位置づけで考えているものでございます。この上はクーリングタワーと、それから屋上の出入口、これが8.9mになりますが、それ以外は先ほど申し上げましたが、5m強の高さになっているものでございます。

団体利用といたしましては、健康体操ですとか、太極拳などが考えられるのではないかと、また、個人利用といたしましては、健康器具等を配置するようなことを考えておりますけれども、詳細

については、実施設計のほうに委ねていきたいと存じます。

次のページを見てください。1階の図面でございます。これは緑の公園スペースと散策、遊びのフロアというようなイメージで考えているものでございます。外部にはオープンスペースがございますので、この辺の活用は今後の課題かなと思っております。棟の周りには、先ほども申し上げましたが、ウォーキングコースを配しているものでございます。

体育館棟には、先ほど申し上げました4本のイチョウがエントランスの前に立っておりますが、ここから入っていくものでございます。この体育館棟の左側でございますが、ストレッチ広場というふうに記載してございますけれども、こちらはトレーニングマシン等を置き、お試しコーナーのような形で考えております。神明通りに面しておりますので、ショーウィンドウ化のような形で、ここの体育館棟の商業的になればというイメージを持っております。

右側のほうのプール棟でございますが、キッズルームが左側、それから遊び場広場も配してございます。あわせて消防分団の部屋が右側、それから、その上の方には、防災備蓄倉庫というような形をとっているものでございます。

次のページをおめくりください。地下1階部分でございます。こちらは健康増進プールといわゆる研修室、ケアコーナーを主に配しているものでございます。こちらの部分は、プールでウォーキングコースあるいはストレッチゾーン、25m、4コースの往復可能な、いわゆる長距離型のようなものを配しております。一番右側の方には、ジャグジーも配置いたしまして、様々な方が楽しめそうなプールの形態をとっているものでございます。幼児用プールは左側のほうにございます。

それから、先ほど申し上げました研修室は、体育館棟の右下のほうにございますが、マッサージコーナー等を考えているものでございます。これは指定管理者との関係も出てくるかなと思っております。

次のページをおめくりください。こちらは室内運動とトレーニングフロアという位置づけでございます。正面に大体育室がございます。それ以外に小体育室がその上側、武道場が左側にございます。なお、1周125mの屋内ウォーキングコースも考えているものでございます。

それから、トレーニングルームでございますが、高齢者が使いやすいような低酸素負荷のものも構想で考えておりますけれども、この辺は実施設計のほうに委ねてまいりたいと存じます。

恐れ入ります。また元の資料にお戻りいただきたいのですが、今後の取り組み方針でございます。4点ございます。建設費及びランニングコストの抑制、さらに特定財源の確保に努めてまいりたいと存じます。2点目でございますが、高齢者等の健康増進に寄与する機能について、さらに検討し、計画に反映させていきたいと存じます。施設の緑化、地中熱等の自然エネルギーの効

果的な活用を図り、省エネ、省資源の環境共生型施設としていきたいと存じます。

最後でございますが、住民説明会等における利用団体、あるいは地域住民の意見等を踏まえながら、今後、必要な調整を図っていきたいと存じます。

今後のスケジュールでございますが、来週の文教委員会でご報告をした後、住民説明会、さらに校舎の解体、次年度以降、建設工事を開始し、24年度上期のほうに開館と、そのような予定で考えているものでございます。

これについては以上でございます。

引き続きまして、「第10期『社会教育委員の会議』報告書について」、ご説明をさせていただきたいと存じます。

第10期社会教育委員の会議議長から、「やりとりの復活」をテーマにいたしました報告書が提出されましたので、ご報告させていただきます。

1番から4番までにつきましては、報告書をもとにご説明をさせていただきたいと存じます。オレンジ色の報告書をおめくりいただきたいと存じます。この報告書の考え方でございますが、ちょっと見にくいんですけれども、見開きのところに「はじめに」というところがございまして、こちらにかなり絞り込んだ形で考え方を記載させていただいております。「はじめに」の部分の概要をご案内させていただきたいと存じます。社会教育委員の会議の中で、杉並区の当面の課題や今後の在りようについて議論を重ね、「教育改革ラッシュ」とも言うべき環境の下で、絞り込んだテーマが「やりとりの復活」というものでございました。

普段の生活の中で、人と人とのやりとりが決定的に不足し、かつ、その質も大きく変容し、結果として、人間関係がやせ細ってしまい、世代間における連帯感が急激に薄らぐなど、そういった現状認識を委員が共有化した結果でございます。区民同士、区民と施設、施設と施設の間のやりとりの状況は、社会教育施設にこれからやりとりを促す事業、ソフトをどれだけ持ち合わせているのか、施設と施設、ソフトとソフト、これらと市民、住民をつなぐコーディネート・システムをどう構築するか、これらを考査することが狙いでございました。

「やりとりの復活」は、独り社会教育分野のみでなく、学校、幼稚園、保育園、家庭での重要な課題でございます。そして、福祉施設やあるいは他の多く存在するグループ等の参画等を期待しつつ、「場と機会とソフト」が多様な形でクロスされればということで、結果的に豊かなやりとりが復活し、人間が人間らしく生きることのできるコミュニティづくりにつながっていくのではないかと、こうしたことを念頭に置いてまとめたのが本報告書でございます。このような形で議長のほうから最初にコメントをいただいているものでございます。

恐れ入りますが、今、読み上げました議長をトップとする社会教育委員の会議のメンバー構成

が44ページの資料の1にございます。それで、資料2の方に、この間の経過、検討の過程が示されているものでございます。都合17回、作業部会を7回経まして、このような報告書をいただいたものでございます。

恐れ入ります、最初の目次のところにお戻りいただけますでしょうか。全部で「はじめに」と「おわりに」を除きまして、5章の構成になっております。順序といたしまして、最初に、今なぜ「やりとりの復活」なのかということで、まず問題提起をし、その後、杉並区の生涯学習・社会教育の推移について検討いたしました。これにつきましては、かなり克明な調査をさせていただいております。46ページをちょっとお開きください。この間、約50数年間の杉並区の社会教育・生涯学習の推移が、A3版の図にまとめられているものでございます。ちょっと細かくて恐縮なんですけど、下のほうの段が関連施設の推移でございまして、その上のほうが関連事業の推移ということで、昭和40年代頃は多様に展開されていたものが、今現在、このような形に集約されてきているという1つの流れが作られているものでございます。

それから、その次のページ、これは生涯学習推進体制の懇談会、あるいは様々な会議の提言がどのようになされてきたかという一覧でございます。

その次が、今現在の社会教育を取り巻く地域の活動の全体像を示させていただいているものでございます。全体をどう捉えていくのかというのがこれからの課題であるというふうにも考えているところでございます。

目次のほうにお戻りください。このような点検を経まして、次に第3章といたしまして、私どもの事務局含めて、関係社会教育施設のヒアリングと、それからアンケートを行いました。それに基づきまして、次のページになりますが、社会教育施設の展望ということで、4点挙げていただいているところでございます。やりとりの観点からの展望ということで、施設の拠点とやりとりの問題、それから学習プログラムの企画、立案、実施、評価、アンテナ機能を駆使すること、それから施設間ネットワークを構築すること、このような形で提言をいただいているものでございます。

さらにこれを受けまして、これからの社会教育行政のあり方ということで、第5章、このような3点の提案をいただいているものでございます。マネジメントの再考、これは社会教育に関するヘッドクォーター、推進本部の機能を向上させるべきであると。非常に今、杉並区の中で行われている社会教育・生涯学習活動が、言ってみれば、まとまりを欠く部分が相当あるのではないかというようなご指摘もいただきまして、例えば、社会教育スポーツ課なりが中心になり展開されるように。あるいは施設のヒアリングの中でも、社会教育センターの在りようをもう少し再考する必要があるだろうというようなことも含めて提案いただいているものでございます。

さらにコーディネーター再考といいまして、やりとりをやるためには人材が不可欠であると、そういう意味ではコーディネーターを改めて形作っていく、そうしたシステムが必要であると。

さらに3点目といたしまして、ポータル機能再考、社会教育施設間の連携の推進をやっていくべきではないか、今まで社会教育センターあるいは図書館、科学館、博物館等ございますけれども、それがどちらかという、かなりばらばらのような展開をされてきているきらいもないことはない。一部連携もあるので、その辺をもう少しきちんとした連携の体制を組んでやっていただけないかというご指摘でございました。

さらに最後に、「魔法の杖」は存在しないというまとめがございます。これは43ページに記載されているものでございますが、ざっとお読みいたしますと、報告書全体を貫く「やりとりの復活」は、すぐれて教育全体の問題である。現在の教育政策は、福祉や文化、生活など、他の関連領域とリンクさせて考えていく必要に迫られている。教育政策はイコールまちづくり政策であり、コミュニティの再構築の政策とも言い得る時代に入ってきているというご指摘でございます。

社会の構成員を育てる仕組みや「やりとりの復活」を短時間で実現するのは、非常にこれは困難ではないかと。100年以上かけてコミュニティは崩壊してきているんだと、それを3年、5年のような短期で急いでやるのは如何なものかというご指摘もございます。そういう意味で、「魔法の杖」は存在しないんだという提言でございました。

区内に数多く団体があります。内容濃い取り組みも少なからずあります。施設間、ソフト間の連携、期待が持てる事例もそれなりにあります。それを基に、点を線でつなぎ、面に広げていただけないかということでございます。

「人が育ち、人が生きる杉並区」、「地域ぐるみで教育立区」、さらには、「自分たちで自分のまちをつくる人々の力の育成」、こういったこともやりとりをベースにして展開することで、これからの杉並区社会教育なり、まちづくりというのは新たな展開をしていくのではないかと、そう確信するものであるというふうに締めくくっているものでございます。

最後に、今後の活用でございますが、最初の資料のほうにお戻りいただきたいんですけども、連携の推進を図るために、社会教育関連施設間の連絡会を開催し、相互連携による地域の活性化の方策を検討してまいりたいと存じます。

2点目といたしまして、社会教育スポーツ課といたしましては、社会教育全体のヘッドクォーターの役割を担うため、社会教育に関しての日常的な業務に付随する、様々なやりとりに関する情報を一元的に集約するような、そんなシステムを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

委員長 以上、2件を一括してご説明いただきました。

それでは、最初に、「大宮前体育館移転改築工事の基本設計と今後の進め方について」に関して、ご質問、ご意見がございましょうか。

大橋委員 よろしいですか。単純な話なんですけれども、これはスポーツネットとか、ああいうので予約がとれる、通常の区民もみんな使える体育館なんですよ。

社会教育スポーツ課長 もちろんそうです。

大橋委員 あと、ちょっと室内のほうのプールというのは、私は行ったことがないんですけども、あちらもちゃんと監視員とかそういった体制になっているんですよ。

社会教育スポーツ課長 もちろんおります。

大橋委員 すみません、単純な質問ですがそれだけです。ありがとうございました。

委員長 ほかに何かございますか。

(「なし」の声)

委員長 それではその次に、「第10期『杉並区社会教育委員の会議』の報告書について」、ご質問、ご意見ございましょうか。

(「なし」の声)

委員長 非常に詳細なものですので、後ほどこれはよく読んでみることにいたします。

社会教育スポーツ課長 かなり精力的に、9人の委員の方が議論を重ねてきた成果でございますので、是非ご一読の方よろしくお願いいたします。

委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

大橋委員 委員長、すみません。これもちょっと規則的なことなんですけれども、校長先生がお二人いますが、これは校長会のほうから出ているという話でよろしいのでしょうか。

社会教育スポーツ課長 そうです。ご推薦いただいております。

大橋委員 以上です。

委員長 それでは、その次です。「今後の地域図書館の運営について」、「『杉並区子ども読書活動推進計画』の改定について」の2件の報告を一括して、中央図書館次長から説明をお願いいたします。

中央図書館次長 では、まず今後の地域図書館の運営についてご報告いたします。

区立図書館では、「民との協働で、個性ある図書館づくり」を基本方針に掲げ、これまで業務委託や指定管理者による地域図書館の運営を推進してまいりました。今年度4月1日現在で、地域図書館12館の運営は指定管理者による運営が2館、業務委託による運営が4館と、その半数が民間の力を活用して運営されるという状態になってございます。

このような中で、昨年度、教育委員会にもご報告を申し上げますが、区内の区立図書館の経営評価の報告書を作成いたしました。この経営評価の実施によりまして、幾つか課題等が出てきたわけですが、「第4次行財政改革実施プラン」、これは「スマートすぎなみ計画」ですが、これとあと「杉並改革総点検」、これは、昨年度点検を内部で行いましたが、この報告に基づき、また、経営評価の評価結果を踏まえ、地域図書館の運営の検証と今後のあり方を検討いたしました。

その結果といたしまして、今後、地域図書館の運営は以下の方針によることといたします。まず1番の「図書館経営評価結果」でございますが、これは2月に教育委員会のほうでも詳細な報告書を提出しておりますが、1枚めくっていただきますと、別紙ということで、図書館経営評価結果の一覧ということで、簡単にまとめてございます。

2番といたしまして、「経営評価に基づく地域図書館運営の検証結果」でございますが、まず、(1)としまして、指定管理館及び業務委託館では、サービス水準を低下させることなく、コストの大幅削減を実現しており、「運営の効率化と図書館サービスの向上を図る」という目的が達成されておりました。また、図書館サービスの要となる職員配置におきましても、司書の配置が60%を上回るなど、適正な執行体制がとられてございました。

また、(2)といたしまして、指定管理館ですが、館長以下全ての職員が同一の組織の構成員であり、館長の指揮命令のもと、図書資料の選定や施設維持管理を含め、一元的な執行体制で業務が遂行されておりました。こういう面で業務委託館に比べ、図書館運営の効率化、サービスの向上などをより効果的に達成できることも確認できました。また、洋絵本の展示や自費出版講座など、事業者の特色を生かした独自事業などを実施し、民間のノウハウや創意工夫も活かされてございました。

3番としまして、「今後の運営方針」ですが、地域図書館の運営は、今後、すべて指定管理による運営といたします。具体的な取り組み内容といたしましては、地域単位に2館ごとを一括して指定管理者を選定することといたします。ただし、高円寺地区につきましては、高円寺図書館がまだ1つしかございませんので、これは荻窪地区の中央図書館と一緒にあります南荻窪図書館と同一グループにいたしました。

22年度は、阿佐谷地域、現在、成田、阿佐谷につきまして指定管理が導入されておまして、3年が経過しておりますので、これは再選定ということになります。永福和泉地区の永福、方南図書館、それから高井戸地区の宮前、高井戸図書館。それから23年度につきましては、高円寺図書館、南荻窪図書館、それから井草地域の柿木、下井草図書館、それから西荻地域の西荻図書館と今川図書館というような形で指定管理化をしてまいります。

業務の内容といたしましては、今までの成田、阿佐谷と同様でございますが、館長業務、図書館の運営業務、図書館の施設維持管理業務、それから、その他必要な業務につきまして、お任せするという形になります。

事業者選定につきましては、今まで、委託する場合につきましても行っておりましたが、プロポーザル方式によって受託事業者を公募いたしまして、外部委員を加えた選定委員会により選定をするという形をとらせていただきます。

指定期間につきましては、従前どおり3年間といたします。

実施に当たりまして、地域図書館が指定管理になるということで、今後、中央図書館の政策立案や統括機能を強化していく必要があるということで、中央図書館の組織改正を考えてございます。

また、事業提案制度の充実や目標を設定した事業運営の導入等、指定管理者のインセンティブが働くような仕組みを検討していきたいというふうに考えてございます。

3番目といたしまして、業務内容のチェックやサービス水準を確保していくために、経営評価を引き続き続けていくというふうに考えてございます。

今後のスケジュールといたしましては、6月15日、文教委員会へ報告、それから9月に指定管理者の公募をいたしまして、10月に選定、11月には、第4回区議会定例会で、指定管理者の指定に係る議会の議決をいただきたいと考えてございます。3月に運営の開始を準備いたしまして、4月から運営を開始するという予定になります。

以上です。

続きまして、「『杉並区子ども読書活動推進計画』の改定について」、ご報告いたします。子ども読書活動推進計画につきましては、平成18年度に文字・活字文化振興法の制定などを踏まえて、一度改定をしております。その改定の中では、子ども読書活動の推進の幾つかの方策、施策を設定しておりますが、小学校での読書活動や区立図書館の児童資料数等、成果指標等を達成しているものが幾つかできているところでございます。

しかし、依然として中・高生になりますと、不読者の割合が高まる傾向がございます。また、OECDの学習到達度調査によりまして、子どもの読解力の低下も指摘されてございます。そこで、これまでの取り組みを検証するとともに、これらの課題に対応し、子どもの読書活動を一層推進するため、計画の改定を行うことといたします。

計画の期間といたしましては、平成22年から26年までの5年間。改定の考え方といたしましては、「国の子どもの読書活動の推進に関する基本的計画」や、東京都で今年の3月に策定しました「第二次東京都子供読書活動推進計画」などを踏まえるとともに、すぎなみ五つ星プランや教育

ビジョン推進計画と整合性を図っていきます。

また、現行計画に基づく取り組みの成果や課題を明らかにし、真に子どもの読書活動の推進に資する計画としたいと考えてございます。

また、子どもの年代ごとの読書の状況を踏まえ、各年代に応じた子ども読書活動の更なる推進を図ることといたします。

改定の進め方といたしましては、教育委員会や保健福祉部の関係課長及び小・中学校長で構成いたします検討委員会を設置し、計画の改定作業を進めてまいります。また、改定案を策定後、パブリックコメントも実施する予定となっております。

今後のスケジュールといたしまして、6月に検討委員会を設置し、10月までに改定案を検討してまいります。11月に教育委員会及び文教委員会に改定案を報告するとともに、パブリックコメントを行う予定です。12月に計画の決定をいたしまして、また、ご報告を差し上げたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長 それでははじめに、「今後の地域図書館の運営について」のご説明にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

大橋委員 以前にも私のほうで質問させていただいた確認だけなんですけど、2面の(4)の事業者選定のところで、前も質問させていただいたんですけども、外部委員を入れるというのは、公平性、透明性からというふうに判断してよろしいでしょうか。

中央図書館次長 はい、そのとおりでございます。

大橋委員 以上です。

委員長 ほかにありますか。

(「なし」の声)

委員長 それではございませんので、次に、「『杉並区子ども読書活動推進計画』の改定について」のご説明がありましたが、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 どうもありがとうございました。それでは、これで報告事項の聴取を終わります。

予定されました日程はすべて終了いたしました。

庶務課長 次回の日程でございますけれども、6月24日、水曜日、午後2時から定例会をお願いしたいと思っております。よろしくお申し上げます。

委員長 それでは、以上で全部終わりましたので、本日の会議を閉じます。

どうもありがとうございました。